# 福井市えがおでサポート事業実施要綱

（目　的）

第１条　この事業は、日常生活に必要な軽度のサービスを提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者が、在宅で安心して自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。

（事業の運営）

第２条　市は、この事業を実施するにあたり、サービス提供について適正に遂行できる事業者を選定し、委託して行うものとする。

（利用対象者）

第３条　この事業の対象者は、市内に住所を有するひとり暮らし等高齢者登録をしている者、及びこれに準ずると市長が認めた者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 日常生活を営むうえで援助が必要と認められる者

(2) 当該年度（ただし、４月から６月に申請があった分については前年度）の市民税が非課税又は均等割のみ課税世帯

（サービスの内容）

第４条　この事業で提供するサービスは、次に掲げるものとする。

(1) 買い物代行、外出の援助（通院時）

(2) 屋内の掃除・整理整頓（日常生活を行う場所)、屋内の大掃除（日常生活を行う場所以外を含む)、洗濯、ごみの搬出

(3) 草取り（日常生活に必要な場所）

(4) 除雪（玄関から道路まで等生活路の確保のために限る）

(5) 代読・代筆

(6) その他必要と認められる日常生活上の軽作業

（利用の手続き）

第５条　この事業のサービスを受けようとする者は、福井市えがおでサポート事業利用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第６条　市長は、第５条の申請があったときは、サービス実施の可否を決定し、適当と認めた者（以下「利用者」という。）についてはえがおでサポート事業利用決定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、えがおでサポート事業サービス依頼書（様式第２号の２）を受託業者に送付するものとする。また、不適当と認めた者についてはえがおでサポート事業利用却下通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

２　毎年６月に市民税課税状況を調査し、第３条第２号に規定する、当該年度の市民税が非課税又は均等割のみ課税世帯に該当しなくなったときには、前項に規

定するえがおでサポート事業利用却下通知書により利用者に通知するものとする。

（利用者負担）

第７条　サービスに係る時間当たりの利用単価は２５０円とする。また、サービスに要する実費分は、利用者が負担する。

２　受託業者に所属するサービス提供者が所有する自動車等を作業において使用したときは、サービス提供者は、利用者より１回当たり１００円の負担金額を徴収することができる。

（利用限度）

第８条　利用限度は介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）又は介護保険認定者については１か月当たり４時間まで、事業対象者以外又は介護保険認定者以外については１週間当たり２時間までを限度とする。

２　前項の利用限度のほか、次の各号のとおり、サービス内容毎に別途利用限度を定める。

(1) 外出の援助（通院時）については、月１回４時間を限度とし、前項の利用限度に含まない。

(2) 大掃除（日常生活を行う場所以外を含む）については、年２回を限度とし、かつ前項の利用限度内とする。

(3) 草取りについては、年４回を限度とし、かつ前項の利用限度内とする。

(4) 除雪については、前項の利用限度に含まない。

３　前項第２号及び第３号に定める年間限度は、毎年７月から起算し翌年６月までの１年間とする。

４　事業対象者になった場合又は要介護度に変更が生じた場合は、翌月または翌々月の利用から適用とし、えがおでサポート事業利用限度変更通知書（様式第４号）により利用者に通知し、えがおでサポート事業利用限度変更連絡票（様式第４号の２）を受託業者に送付するものとする。

（事業運営上の留意事項）

第９条　受託業者は、事業の実施にあたって、運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業者に所属するサービス提供者にもそれを遵守させなければならない。

（帳　簿）

第１０条　受託業者は、事業の実施に関し、必要な帳簿を備えておかなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、平成１８年２月１日から施行する。
（越廼村の編入に伴う経過措置）
２　編入の日から平成１８年３月３１日までの間に旧村の区域に住所を有する者に対するえがおでサポート事業については、この要綱の規定にかかわらず、旧村要綱の規定の例による。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年１０月５日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。